

Weekly Report

第641号
令和4年3月7日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から実施される在職老齢年金の見直し

本年4月から、年金制度改正により在職老齢年金制度の見直しが実施されます。

◆65歳未満の在職老齢年金の見直し

在職老齢年金制度は、在職中の60歳以上で厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している方について、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が一定の基準(現行65歳未満は28万円、65歳以上は47万円)を超える場合に年金額の全部又は一部が支給停止になる制度です。

本年4月から65歳未満の在職老齢年金制度について見直しが行われ、年金の支給が停止となる基準が65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に緩和されます。

これにより、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計が47万円以下の場合には年金額の支給停止は行われず、47万円を超える場合は超えた額の1/2が支給停止額となります。

◆「在職定時改定」の新設

また、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月分から改定する「在職定時改定」が新設されます。

現行、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されますが、本年4月から在職定時改定が導入されることにより、在職中であっても毎年10月に改定が行われ、前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されることとなります。

なお、本年10月分については、65歳到達月から本年8月までの被保険者期間を含めて、年金額が改定されることとなります。

亡くなった方の「準確定申告」について

所得税の確定申告は、1年間の所得について通常であれば翌年の2月16日から3月15日までの間に申告・納税をしますが、確定申告を提出すべき方が年の途中で亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税を行うこととなります。

この手続を「準確定申告」といい、相続人は被相続人が亡くなった年の1月1日から亡くなった日までの所得について、「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」に申告・納税を行います。

なお、準確定申告書は、相続人の住所地の管轄税務署ではなく、被相続人が亡くなった当時の住所地の所轄税務署に提出します。

コロナ資金繰り支援の期限延長など

経産省は、コロナ資金繰り支援の継続や債務の増大に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。

これにより、新型コロナに係る資金繰り支援については、①セーフティネット保証4号の期限を6月1日まで延長、②政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の融資期間(運転資金)を20年としたうえで、期限を6月末まで延長、③日本公庫の資本制劣後ローンを来年度末まで継続します。